

神奈川、平14不3、平14.3.19

決 定 書

申立人 A

被申立人 株式会社しいの食品代理人B法律事務所

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人は、被申立人らが申立人に対して付きまとい、執拗に団体交渉への出席を強要し、あるいは株式会社しいの食品に労働基準法違反はなかった旨の発言をしたとして、このことをもって被申立人適格があると主張する。

しかしながら、申立人主張の事実があったとしても、被申立人適格があるとは言い得ず、また、これ以外に被申立人適格の存在を窺わせる別段の事情もない。

以上のとおりであるから、申立人の上記主張は認められない。

よって、労働委員会規則第34条を類推適用し、主文のとおり決定する。

平成14年3月19日

神奈川県地方労働委員会
会長 松田保彦 ㊟